

整理室内の整頓のごときも力相當に助けしめたるなり。△△子が家庭に於ける行爲は恐らくは幼稚園保育の結果なるべし。かくのごとき思想の衝突は子供のため甚だ不幸なるをもつて互に家風を語り幼稚園の保育法をかたりて漸次改むるを得たり。従て一の組に至りて以來は斯くのごときことを耳にしたること稀なり。又これ等家庭の兒は概して氣力に乏しく、同情心に乏しく、我儘にして物品を濫費する習慣あり、これ等の欠點は兒等が幼稚園保育をうけしために自然に矯正されし點少なからず、尙一のよるこぶべきことはこれ等家庭の父母が漸次に自分の子供の教育に注意せるに至りしことなり。以前は教育は全く附添人に托し置きて父母は全く放任せるもの多く、懇話會の時の如きはいつても代理人を送るを例とせしが、漸次に夫人

自ら來會し其他時々參觀に來たるに至れり。

以上の外三十余のものは、官吏、實業家、教育家等本園幼児普通の家庭なり、此種のものありては立派なる父母を有するにもかゝらず比較的其影響を受くること少く、却て善惡共に召使人の影響を受けつゝあること多きを見る。

何れの種類の家庭を問はず、幼稚園との連絡をたもとんとの考は大に進み來りしものゝ如く、たんに幼稚園にては大に便利を得たり。

女子高等師範學校附屬幼稚園

分室

女子高等師範學校附屬幼稚園に分室といふが有り今之を此誌上に紹介するに當り、まづ一昨明治三十五年末此園に於て定めたる保育要項中の組織の

項を記して、以て分室の性質、本園との差異を知るに便せんとす。即ち左の如し。

當園は年齢満三歳以上小學校に入學する迄の幼兒を收容する處にして分て本園及分室の二とす本園に於ては完全なる保育の理論に則り經濟の許す限り一切の組織設備を完成し其他の方便をして毫も遺憾なからしめん事を期し以て理論の完全なる適用を研究する處とす

分室は保育の理論の範圍内に於てなるべく簡單なる方便を以て實際の適用を研究する所とす。本園の幼兒定員は百二十名にして年齢に由りて三組に分つ。

- 一ノ組 滿五年以上就學に至る迄
- 二ノ組 滿四年以上五年に至る迄
- 三ノ組 滿三年以上四年に至る迄

分室の幼兒定員は六十名にして合して一組とす

右の如く分室の主意はなるべく簡單なる方法を以て保育せんとするにありて、從て經濟も出来る丈節約して、各地に普く設けられたき簡易なる幼稚園の模範ともしたき希望を以て、明治二十五年九月創立せられしものなり。滿三年以上就學迄の幼兒を合せて一組として保育する事、まづ小學校に言はゞ單級の如きものなり。而して保育料は徴收せざれども、之は決して慈善的に極貧の兒女を集むるといふ旨趣にわらず、入園を許可すべき者は少くとも修業年限三ヶ年の尋常小學校に入學して全科履修の見込ある者、といふ規定なり。かゝれば此分室に入園する者は多く中流以下の社會の幼兒にして明治三十六年の在園者五十名の内、之

を父兄の職業別にすれば

職工 二十六

商業 十七

車夫 九

雑 四

又右五十名を年齢別にすれば

五年以上 十五名

四年以上 十八名

三年以上 十七名

又之を男女別にすれば、男廿七名、女廿三名なり、

右五十名を保育するは分室擔任の保母一名及之を

補助する保母一名とす。此外に女子高等師範學校

本科生徒の敎生として實地練習の爲保育に従事す

るあり。

以下分室の現況を紹介するに當り、明治三十六年

四月より明治三十七年三月に至る一年間の分室保育誌に由り項を逐うて記さんとす。

一、受持保母及敎生の變更

前年度より引續き保母松村ひさ子分室を擔任し、

又保育補助の任に當りし保母大島小春子は病氣の

爲五月十一日以降欠勤遂に九月二十二日依願免官

となる敎生の變更は三十六年九月より三十七年三

月迄の間に三回あり、一回に六人づゝにて合せて

十八名の敎生の保育實地練習に供したり。

一、保育課目并各課目時間配當

(1) 保育課目

遊嬉 唱歌 談話 手技

右手技の中五年以上の者に課したるもの

積木 排板 排箸 畫方 摺紙 紐置 豆

細工 粘土細工

同上四年以上の者に課したるもの

積木 排板 排箸 書方 摺紙 紐置 排

貝 豆細工 粘土細工

同上三年以上の者に課したるもの

積木 排板 書方 摺紙 排貝

以上皆時に、木と板、板と箸、箸と貝、貝と

紐など、二種も三種も合せて用ふる事あり。

(2) 各課目時間配當

自四月十一日至五月十六日

午前八時半始午後一時半終

自五月十八日至六月三十日

午前八時始午後一時終

自七月一日至七月十日及

自九月十一日至九月二十六日

午前八時始十一時半終

自九月二十八日至十二月二十一日

午前八時半始午後一時半終

自一月八日至三月十九日

午前九時始午後二時終

右保育時間の長短に由り適宜に時間割を豫定し置くも必ずしも之に拘泥せず、幼兒心身の状態天氣其他の事項に應じ臨機變更して實施するものとす。

左に時間割豫定表の一例として七月一日より同十日迄の分を掲ぐ

土	金	木	水	火	月
唱歌	談話	唱歌	組舞	唱歌	隨意遊嬉 會集
豆細工	協同遊嬉	粘土細工	協同遊嬉	摺紙	協同遊嬉 隨意遊嬉
隨意遊嬉	書方	隨意遊嬉	排板	隨意遊嬉	積木 會集